

農地の賃借料情報の提供について

平成21年12月15日に施行された改正農地法により標準小作料制度は廃止され、これに替わる農地の実勢賃借料について情報提供を行うものです。

なお、「賃借料情報」は実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですので、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

平成28年3月25日 小松市農業委員会

◎ 田（水稻）の部

単位：10アール当たり [円]

地区	田				前年比較
	最低額	平均額	最高額	データ数	平均額
北部地区	6,000	10,000	13,000	18	▲ 700
東部地区	3,000	10,000	22,000	28	▲ 1,400
中部地区（平場）	7,000	9,500	13,600	10	400
中部地区（山手）	2,000	4,700	10,000	15	▲ 400
西部地区	10,000	16,900	22,500	12	1,000
南部地区	5,000	9,300	15,000	16	200

◎ 畑（普通畑）の部

地区	畑				前年比較
	最低額	平均額	最高額	データ数	平均額
小松市全体	500	7,700	25,500	13	▲ 2,500

※ データは平成27年1月から平成27年12月までの期間内で各町生産組合で定めている賃借料を集計したものです。（地区により、賃借料に一部用水費等が含まれている場合があります。）

※ 物納の場合、玄米1俵の値段を10,000円として換算しています。

※ 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。